

新	旧
第Ⅱ部 具体的な方策	
第1章 優先的に取り組む事項	
<p>重点1 安心して妊娠・出産できる環境づくりと子どもの学びと育ち合い</p> <p>柱1 医療機関等と連携し、子どもや妊産婦を支援することで、安心して妊娠・出産できる環境づくりの促進</p> <p>母親が安心して妊娠・出産できる環境は、子どもの健やかな成長に不可欠ですが、昨今の少子化の進行や地域のつながりの希薄化等に伴い、育児不安やメンタルヘルスの問題等、妊産婦が課題や困りを抱えやすい状況にあります。</p> <p>このことから、「<u>子育て世代包括支援センター</u>」として区役所・支所に設置している子どもはぐくみ室の相談対応機能を最大限に発揮することで、<u>妊娠期から育児期まで切れ目のない支援を行います。</u>また、子育て家庭を身近な地域で支えるため、医療機関をはじめとした関係機関との連携を推進します。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び(子育て世代包括支援センター)機能の充実</u> ・ 医療機関等との連携による妊娠期からの切れ目のない支援の推進 	<p>重点1 安心して妊娠・出産できる環境づくりと子どもの学びと育ち合い</p> <p>柱1 医療機関等と連携し、子どもや妊産婦を支援することで、安心して妊娠・出産できる環境づくりの促進</p> <p>母親が安心して妊娠・出産できる環境は、子どもの健やかな成長に不可欠ですが、昨今の少子化の進行や地域のつながりの希薄化等に伴い、育児不安やメンタルヘルスの問題等、妊産婦が課題や困りを抱えやすい状況にあります。</p> <p>このことから、「<u>子育て世代包括支援センター</u>」として区役所・支所に設置している子どもはぐくみ室の相談対応機能を最大限に発揮することで、<u>妊娠期から育児期まで切れ目のない支援を行います。</u>また、子育て家庭を身近な地域で支えるため、医療機関をはじめとした関係機関との連携を推進します。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>区役所・支所子どもはぐくみ室(子育て世代包括支援センター)機能の充実</u> ・ 医療機関等との連携による妊娠期からの切れ目のない支援の推進

重点4 特に支援を要する子ども・若者やその家庭への支援

柱2 児童虐待からすべての子どもを守り抜くための取組の推進 対策や社会的養育の推進による「子どもの最善の利益」の実現

様々な事情により親と暮らすことができない児童を受け入れる児童養護施設等においては、子どもの「安心感」「自己肯定感」「特定の大人との信頼感」を育むため、小規模かつ地域に根ざした、より家庭的な養育を推進してきました。

一方で、近年、児童虐待相談・通告件数は全国的に増加の一途を辿る中たどり、児童虐待を要因とした幼い命が奪われる事案も発生する等、児童虐待対策に関する取組や機能強化が喫緊の課題となっています。の根絶に向け、学校や地域の関係機関との連携の強化や、虐待を受けた子どもへの重点的な支援の充実等が必要となっています。

このような状況の中、今後の社会的養育の在り方を示す国の「新しい社会的養育ビジョン」(2017(平成29)年8月)を踏まえ、京都市においては、児童虐待対策の機能強化を図るとともに、里親委託の推進、児童養護施設等の高機能化及び多機能化等の取組を実施することにより、「子どもの最善の利益」を実現していきます。

本市においては、これまでからも、学校や関係機関との連携強化や、虐待を受けた子どもへの重点的な支援の実施等、児童虐待に対して重点的に取り組んできましたが、地域や関係機関との連携のもと、すべての子どもを守り抜くため、これまでの取組をより一層充実していきます。

【主な取組】

- ・ 児童虐待対策に係る取組の推進
- ・ 児童虐待対応に係る児童相談所の専門性の向上及び体制強化
- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室(子ども家庭総合支援拠点)の機能の充実
- ・ 社会的養育の推進

重点4 特に支援を要する子ども・若者やその家庭への支援

柱2 児童虐待対策や社会的養育の推進による「子どもの最善の利益」の実現

様々な事情により親と暮らすことができない児童を受け入れる児童養護施設等においては、子どもの「安心感」「自己肯定感」「特定の大人との信頼感」を育むため、小規模かつ地域に根ざした、より家庭的な養育を推進してきました。

一方で、近年、児童虐待相談・通告件数は全国的に増加の一途をたどり、児童虐待の根絶に向け、学校や地域の関係機関との連携の強化や、虐待を受けた子どもへの重点的な支援の充実等が必要となっています。

このような状況の中、今後の社会的養育の在り方を示す国の「新しい社会的養育ビジョン」(2017(平成29)年8月)を踏まえ、京都市においては、児童虐待対策の機能強化を図るとともに、里親委託の推進、児童養護施設等の高機能化及び多機能化等の取組を実施することにより、「子どもの最善の利益」を実現していきます。

【主な取組】

- ・ 児童虐待対策の推進
- ・ 社会的養育の推進

柱3 「子どもの最善の利益」を実現する社会的養育体制の整備

様々な事情により親と暮らすことができない児童を受け入れる児童養護施設等において、子どもの「安心感」「自己肯定感」「特定の大人との信頼感」を育むため、小規模かつ地域に根ざした、より家庭的な養育を推進してきました。

このような状況の中、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」(2017(平成29)年8月)が発出されたことを受け、本市においては、児童福祉法に規定される子どもの権利保障の理念や家庭養育優先の原則を踏まえた養育里親を中心とした里親委託の推進、児童養護施設等の高機能化及び多機能化等の取組等を総合的かつ一体的に実施し、「子どもの最善の利益」を実現する社会的養育体制の整備を進めていきます。

【主な取組】

- ・ 里親への包括的な支援を行うフォスタリング体制の構築
- ・ 里親支援に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化
- ・ 乳児院・児童養護施設等の高機能化、多機能化・機能転換及び小規模かつ地域分散化の推進

第2章 施策の体系

1 ライフステージに応じた子ども・若者の成長

妊娠・出産～乳幼児期

(1) 母子保健

妊娠・出産期は、心身の大きな変化に加え、少子化や地域のつながりの希薄化等により孤立しやすく、多くの妊産婦が不安を感じやすい時期です。

妊産婦が安心して妊娠・出産できるよう、区役所・支所子どもはぐくみ室が「子育て世代包括支援センター」としての機能を発揮し、医療機関等の関係機関との密な連携のもと、子育て家庭を身近な地域で支える仕組みづくりを推進します。

ア 妊娠前から支える安心して妊娠・出産できる環境づくり

地域の様々な子育て支援機関と連携しながら、子どもはぐくみ室が「子育て世代包括支援センター」としての専門性を発揮し、母子保健事業等を通じた関わりを契機として切れ目ない支援を推進することで、安心して妊娠・出産できる環境づくりに取組みます。

また、妊娠を望む方の希望を叶えることができるよう、不妊治療費の助成や不妊相談の実施に加え、妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発に取り組めます。

【主な取組】

- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び（子育て世代包括支援センター）機能の充実
- ・ 妊産婦の健康の保持増進のための支援の充実（口腔（こうくう）保健・栄養・禁煙支援・飲酒防止を含む。）
- ・ 医療機関等との連携による妊娠期からの切れ目ない支援の推進
- ・ 不妊に係る支援の充実

1 ライフステージに応じた子ども・若者の成長

妊娠・出産～乳幼児期

(1) 母子保健

妊娠・出産期は、心身の大きな変化に加え、少子化や地域のつながりの希薄化等により孤立しやすく、多くの妊産婦が不安を感じやすい時期です。

妊産婦が安心して妊娠・出産できるよう、区役所・支所子どもはぐくみ室が「子育て世代包括支援センター」としての機能を発揮し、医療機関等の関係機関との密な連携のもと、子育て家庭を身近な地域で支える仕組みづくりを推進します。

ア 妊娠前から支える安心して妊娠・出産できる環境づくり

地域の様々な子育て支援機関と連携しながら、子どもはぐくみ室が「子育て世代包括支援センター」としての専門性を発揮し、母子保健事業等を通じた関わりを契機として切れ目ない支援を推進することで、安心して妊娠・出産できる環境づくりに取組みます。

また、妊娠を望む方の希望を叶えることができるよう、不妊治療費の助成や不妊相談の実施に加え、妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発に取り組めます。

【主な取組】

- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室（子育て世代包括支援センター）機能の充実
- ・ 妊産婦の健康の保持増進のための支援の充実（口腔（こうくう）保健・栄養・禁煙支援・飲酒防止を含む。）
- ・ 医療機関等との連携による妊娠期からの切れ目ない支援の推進
- ・ 不妊に係る支援の充実

<p>2 特に支援を要する子ども・若者やその家庭への支援</p> <p>(2) 児童虐待対策・少年非行対策，社会的養育の推進</p> <p>京都市においては，児童虐待及び根絶や少年非行対策に向けた取組を行ってきましたが，児童虐待相談・通告件数の全国的な増加や，重症事例の発生等，更なる取組の強化が必要となっています。</p> <p>また，児童養護施設等の小規模かつ地域分散化や里親委託の推進等により，社会的養育の推進に向けた取組を行ってきましたが，国において取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」では，里親委託の一層の推進，施設の機能転換が求められる等，大きな転機を迎えています。</p> <p>こうした状況を踏まえ，子ども家庭総合支援拠点に位置付ける各区役所・支所子どもはぐくみ室の機能の充実，児童相談所等の機能及び体制強化，学校や地域の関係機関等との連携強化，里親委託の推進，児童養護施設等の高機能化及び多機能化等の推進により，切れ目のない支援を行うことで，「子どもの最善の利益」を実現していきます。</p> <p>ア 児童虐待からすべての子どもを守り抜くための取組対策の推進</p> <p>地域や関係機関との連携のもと児童虐待を根絶し，すべての子どもの命を徹底的に守り抜き，健やかに育む社会を実現するため，学校や地域の関係機関と連携した「課題や困りごとを抱えた家庭への寄り添い支援」と，「子どもの安全確保と虐待を受けた子どもへの重点的な支援」の両方の充実を図ります。</p> <p>そのため，子育て家庭の最も身近な支援機関である各区役所・支所子どもはぐくみ室と，児童相談所，保育園（所）・学校や地域の関係機関との更なる連携強化を図り，身近な地域で見守り支えていく取組を推進します。</p> <p>また，児童相談所の更なる機能及び体制強化を図るとともに，児童福</p>	<p>2 特に支援を要する子ども・若者やその家庭への支援</p> <p>(2) 児童虐待対策・少年非行対策，社会的養育の推進</p> <p>京都市においては，児童虐待根絶や少年非行対策に向けた取組を行ってきましたが，児童虐待相談・通告件数の全国的な増加や，重症事例の発生等，更なる取組の強化が必要となっています。</p> <p>また，児童養護施設等の小規模かつ地域分散化や里親委託の推進等により，社会的養育の推進に向けた取組を行ってきましたが，国において取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」では，里親委託の一層の推進，施設の機能転換が求められる等，大きな転機を迎えています。</p> <p>こうした状況を踏まえ，児童相談所等の機能強化，学校や地域の関係機関等との連携強化，里親委託の推進，児童養護施設等の高機能化及び多機能化等の推進により，切れ目のない支援を行うことで，「子どもの最善の利益」を実現していきます。</p> <p>ア 児童虐待対策の推進</p> <p>児童虐待を根絶し，すべての子どもの命を徹底的に守り抜き，健やかに育む社会を実現するため，学校や地域の関係機関と連携した「課題や困りごとを抱えた家庭への寄り添い支援」と，「子どもの安全確保と虐待を受けた子どもへの重点的な支援」の両方の充実を図ります。</p>
---	---

社司の質の向上を図ります。

【主な取組】

- ・ 地域で子育てする世帯を支える区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実【再掲】
- ・ 児童虐待対応に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化
- ・ 児童虐待対策に係る取組の推進
- ・ 子ども虐待防止アクティブチーム等による総合的かつ系統的な対応
- ・ 保護者支援，家族再統合の取組の充実
- ・ 各区役所・支所子どもはぐくみ室と児童相談所，警察，学校や地域の関係機関等との連携強化
- ・ 要保護児童対策地域協議会の運営と機能強化
- ・ 児童虐待防止啓発のための広報及び民間団体等と協働した街頭啓発等の実施
- ・ 子育て支援短期利用事業（ショートステイ等）の充実
- ・ 母子生活支援施設をの活用した支援

イ 少年の非行防止と立ち直りを支援するための取組対策の推進

少年非行については，児童相談所，各区役所・支所子どもはぐくみ室，学校等所属機関，警察，青少年活動センター等の連携のもと，早期段階での把握，対応を行うことで，犯罪防止，重症化及び再犯防止を図ります。

【主な取組】

- ・ 青少年を非行から守る活動や社会を明るくする運動などの地域の団体の取組の支援
- ・ 非行少年立ち直り支援プログラムの推進

【主な取組】

- ・ 地域で子育てする世帯を支える区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上
- ・ 児童相談所の専門性の向上と体制強化
- ・ 子ども虐待防止アクティブチーム等による総合的かつ系統的な対応
- ・ 保護者支援，家族再統合の取組の充実
- ・ 児童相談所，警察，学校や地域の関係機関等との連携強化
- ・ 要保護児童対策地域協議会の運営と機能強化
- ・ 児童虐待防止啓発のための広報及び民間団体等と協働した街頭啓発等の実施
- ・ 母子生活支援施設の活用

イ 少年非行対策の推進

少年非行については，児童相談所，各区役所・支所子どもはぐくみ室，学校等所属機関，警察，青少年活動センター等の連携のもと，早期段階での把握，対応を行うことで，犯罪防止，重症化及び再犯防止を図ります。

【主な取組】

- ・ 青少年を非行から守る活動や社会を明るくする運動などの地域の団体の取組の支援

- ・ 京都府警察（少年サポートセンター）で行う相談
- ・ 全市立小・中・高等学校における非行防止教室及び薬物乱用防止教室の実施

ウ 「子どもの最善の利益」を実現する社会的養育体制の整備の推進

児童福祉法に規定される子どもの権利保障の理念や家庭養育優先の原則のもと、社会的養育が必要な子どもに対して、パーマネンシー保障の観点も踏まえて、児童それぞれが置かれている養育環境に応じた適切な支援が行われるよう、児童相談所におけるマッチング機能の強化を図るとともに、施設・里親それぞれの体制の強化を行います。

また、包括的な里親支援体制を構築し、特に養育里親への委託の推進を図り、乳幼児75%（3歳未満は令和6年度末時点・3歳以上就学前は令和8年度末時点）、学齢期50%（令和11年度末時点）以上の里親委託率を目指します。

児童養護施設等の施設については、国の補助制度等を活用しながら、里親委託の推進状況を踏まえた小規模かつ地域分散化の更なる推進や、退所児童のアフターケアの充実や一時保護機能の拡充等、本体施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図るため、国による補助等を活用した取組を推進します。

また、里親委託が必要な児童について、受入体制を整備するための包括的な実施体制を構築します。

加えて、地域で生活する児童の支援体制をより強化するために、身近な支援機関である各区役所・支所子どもはぐくみ室と、児童相談所、保育園（所）・学校や地域の関係機関との更なる連携強化を図ります。

一時保護については、国が定める「一時保護ガイドライン」を踏まえて、引き続き、適切に行ってまいります。

- ・ 非行少年立ち直り支援プログラムの推進
- ・ 京都府警察（少年サポートセンター）で行う相談
- ・ 全市立小・中・高等学校における非行防止教室及び薬物乱用防止教室の実施

ウ 社会的養育の推進

児童福祉法に規定される家庭養育優先の原則のもと、社会的養育が必要な児童それぞれが置かれている養育環境に応じた適切な支援を行うために、児童相談所におけるマッチング機能の強化を図るとともに、施設・里親それぞれの体制の強化を行います。

児童養護施設等の施設については、小規模かつ地域分散化の更なる推進や、退所児童のアフターケアの充実や一時保護機能の拡充等、高機能化及び多機能化・機能転換を図るため、国による補助等を活用した取組を推進します。

また、里親委託が必要な児童について、受入体制を整備するための包括的な実施体制を構築します。

加えて、地域で生活する児童の支援体制をより強化するために、身近な支援機関である各区役所・支所子どもはぐくみ室と、児童相談所、保育園（所）・学校や地域の関係機関との更なる連携強化を図ります。

【主な取組】

- ・ 子どもの権利保障の理念を踏まえた取組の実施（「子どもの権利ノート」の活用等）
- ・ すべての乳児院・児童養護施設における里親支援専門相談員の配置
- ・ 里親・ファミリーホームへの支援の推進（相談・研修の実施，ボランティア・レスパイトケアの受入等）
- ・ 里親への包括的な支援を行うフォスターリング体制の構築
- ・ 里親支援に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化
- ・ ファミリーホームの設置推進（里親等による開設の検討・実施）
- ・ 乳児院・児童養護施設等の高機能化・多機能化・機能転換及びと小規模かつ地域分散化の推進
- ・ 児童養護施設等退所児童のアフターケアの充実（訪問相談，交流事業の実施等）
- ・ 研修等による施設職員の質の向上
- ・ 施設職員の処遇改善
- ・ 専門職員の配置推進（措置費加算等の活用）
- ・ 一時保護所の環境改善のための取組
- ・ 国が定める「一時保護ガイドライン」を踏まえた一時保護の実施

【主な取組】

- ・ すべての乳児院・児童養護施設における里親支援専門相談員の配置
- ・ 里親・ファミリーホームへの支援の推進（相談・研修の実施，ボランティア・レスパイトケアの受入等）
- ・ ファミリーホームの設置推進（里親等による開設の検討・実施）
- ・ 乳児院・児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換と小規模かつ地域分散化の推進
- ・ 児童養護施設等退所児童のアフターケアの充実（訪問相談，交流事業の実施等）
- ・ 専門職員の配置推進（措置費加算等の活用）